

○総務省告示第十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の四の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十四号（電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年二月二十一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件は、次のいずれの条件にも適合することとする。		
〔一〜四 略〕		
五 施行規則第六条第四項第二号ロに規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次のいずれかのものであること。		
周波数 五七 GHz を超え六四 GHz 以下	空中線電力 〇・〇ワット以下	備考 設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するもののうち、変調方式が周波数変調であつて、連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するものに限る。
周波数 五七 GHz を超え六六 GHz 以下	空中線電力 〇・二五〇ワット以下	備考 設備規則第四十九条の十四第十三号に規定するものに限る。
〔六・七 略〕		
八 施行規則第六条第四項第四号(4)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、等価等方輻射電力が次のとおりであること。		
イ 最大等価等方輻射電力が二五ミリワット以下の無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のいずれかであること。		
(1) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の送信装置の場合は、一・二五ミリワット以下であること。		
(2) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・六二五ミリワット以下であること。		
(3) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・三二二五ミリワット以下であること。		
(4) 占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・一五六二五ミリワット以下であること。		
(5) 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・〇七八二二五ミリワット以下であること。		
ロ 最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のいずれかであること。		

改正前		
〔同上〕		
〔一〜四 同上〕		
五 施行規則第六条第四項第二号ロに規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次のいずれかのものであること。		
周波数 五七 GHz 以上六四 GHz 未満	空中線電力 〇・〇ワット以下	備考 設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。
周波数 五七 GHz 以上六六 GHz 未満	空中線電力 〇・二五〇ワット以下	備考 設備規則第四十九条の十四第十三号に規定するものに限る。
〔六・七 同上〕		
〔新設〕		

<p>十 九</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の送信装置の場合は、一〇ミリワット以下であること。</p> <p>(2) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の送信装置の場合は、五ミリワット以下であること。</p> <p>(3) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の送信装置の場合は、二・五ミリワット以下であること。</p> <p>(4) 占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の送信装置の場合は、一・二五ミリワット以下であること。</p> <p>(5) 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・六二五ミリワット以下であること。</p>	<p>九 八</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	